

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を募集します。

令和5年1月19日

秋田市長 穂積 志

1 入札に関する事項

(1)契約番号・名称	南サ第7号 秋田市南部市民サービスセンター一般廃棄物収集運搬業務委託
(2)仕様書	別紙「仕様書」のとおり
(3)履行場所	秋田市御野場一丁目5番1号(秋田市南部市民サービスセンター)
(4)履行期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
(5)入札参加要件	1 秋田市の一般廃棄物運搬業務の許可業者であること。 2 秋田市に本社、支店又は営業所等を有していること。 3 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 5 本市の指名停止期間中又は入札資格停止期間中でないこと。 6 秋田市の暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 7 市税に滞納がないこと。
(6)入札参加申込み	
受付期間	令和5年1月19日（木）から令和5年2月1日（水）まで （※土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時まで）
受付場所	秋田市御野場一丁目5番1号 秋田市南部市民サービスセンター 総務担当
(7)指名通知 （非指名通知）	令和5年2月8日（水）までにFAXで通知
(8)入札	
日時	令和5年2月10日（金） 午前11時30分
場所	秋田市御野場一丁目5番1号 秋田市南部市民サービスセンター 2階 地域文化ホール
入札保証金	免除
(9)契約日	令和5年2月16日（木）まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）

(ウ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

※申請日前3ヵ月以内に発行されたもの

(エ) 納税証明書（写し可）

・秋田市に収めた法人市民税（令和3年度および令和4年度納期到来分までのもの）

・秋田市に収めた固定資産税（直近の事業年度分。固定資産税のない場合は「資産なし証明書」）

(オ) 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

イ アの(ア)(イ)および(オ)の様式については、秋田市ホームページ【ページ番号：1035954】から入手してください。

ウ 申込書等は持参してください。郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名通知又は非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知を送付します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知を送付します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に削減又は減額があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加してください。なお、長期契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約です。

ウ 入札書の入札金額に履行期間中の総額を記入してください。

エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。

オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもつ

て入札した者を落札者とします。

カ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとします。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

ク 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

ケ 契約内容に別紙「個人情報取扱特記事項」があることを了承のうえ、参加してください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は、返却しません。

(3) 問い合わせ先

秋田市南部市民サービスセンター総務担当

電 話：018-838-1212

FAX：018-829-5312